

Ⅱ 学生生活に関する内容

保険

本学での教育課程においては、実習などで学外に行動範囲が及ぶ機会が非常に多く、偶発的的事故による学生自身のケガや他人、実習先企業への賠償責任を負うケースが予想されるため、「学生教育研究災害傷害保険」（略称「学研災」）および「学生総合保障制度」（略称「学総」）の保険制度を導入しております。

《学生教育研究災害傷害保険（学研災）》 → 大学として加入

教育研究活動中に生じた急激かつ偶発的な事故による学生自身のケガを補償します。本学では入学時に全学生が加入します。本保険は本人のケガに対する補償であるため、他者にケガを負わせたり、他者の物を壊したり等の場合に発生する賠償責任事故や「病気」は保険の対象となりません。

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	入院加算金日額	医療保険金
1. 正課中 2. 大学行事中	2,000万円	120万円～3,000万円	4,000円 (180日限度)	3,000円～30万円
3. 大学施設内にいる間 (上記1・2以外) 4. 課外活動中	1,000万円	60万円～1,500万円	4,000円 (180日限度)	3万円～30万円
5. 通学中 6. 大学施設間移動中	1,000万円	60万円～1,500万円	4,000円 (180日限度)	6,000円～30万円

■加入金は大学負担のため、個人での手続きは不要です。

■事故が起きたら速やかに学務課に連絡してください。その後の手続きについてご説明します。

《学生総合保障制度（学総）》 → 学生による個人加入（大学を窓口とした加入も可）

通学中はもちろん、大学内外での授業・行事や大学内外での課外活動中・実習中などの、日常生活における急激かつ偶発的な事故による学生自身のケガを国内外問わず24時間補償します。また、他者にケガを負わせたり、他者の物を壊したりなど、偶発的な事故による法律上の賠償責任を負った場合も補償します。この制度については、未加入の場合は学外実習等を履修できない場合がありますので、原則として入学時に全学生が加入することとします。ただし、既に学外実習等も対象とする賠償責任保険付帯の傷害保険等に加入済み※の場合は任意加入とします。

		タイプ	4 A	4 B	4 C	4 D
保険金額	障害	死亡・後遺障害		300万円		100万円
		入院保険金日額（180日限度）		2,500円		1,500円
		通院保険金日額（90日限度）		1,250円		1,000円
		育英費用（傷害）（一時金）	100万円		-	-
		学資費用（傷害）（支払年度ごと）	135万円		-	-
		学資費用（疾病・死亡）	135万円	-	-	-
		個人責任賠償保険		国内無制限・国外1億円		
		弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	300万円		-	-

※既に加入済みの場合、その契約書（保険証書）コピーを学務課に提出してください。

■事故が起きたら速やかに学務課に連絡してください。その後の手続きについてご説明します。

■入学後に大学を窓口として加入される場合も、学務課まで申し出てください。